

# 国の出先機関改革に係る公開討議

## 参考資料

# 地方農政局

平成22年5月24日

農林水産省

## 目 次

戸別所得補償制度等に関する現金給付	1
農林水産業に関する統計調査の実施	8
農林漁業の六次産業化	1 1
J A S 法に基づく立入検査等	1 2
優良農地を確保するための事務	1 7
農業基盤整備の実施	2 2
農林水産統計の改革等	2 4

# 戸別所得補償制度等に関する現金給付

○ 戸別所得補償制度は、食料自給率の向上と農業再生のため、国家戦略として国が責任を持って取り組むべき制度。

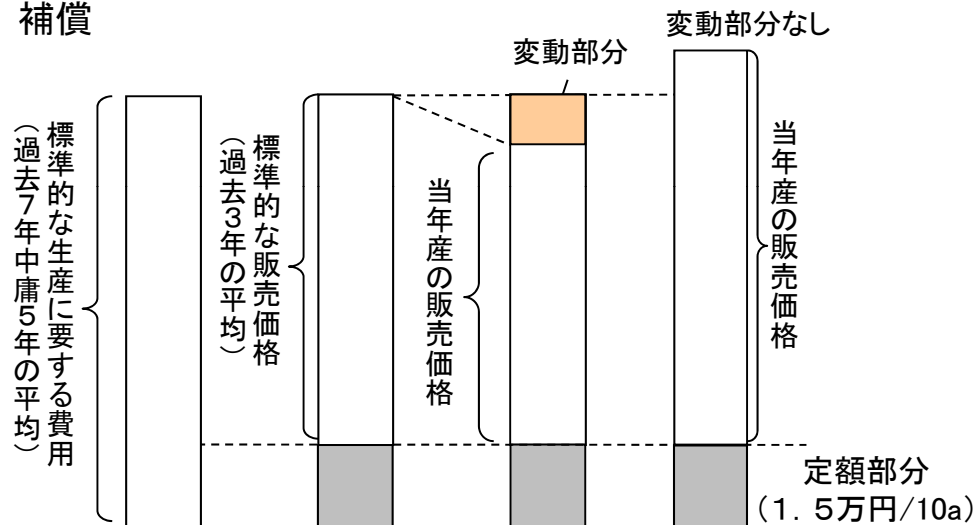
- 全国の対象農家に対して直接支払いを行うため、国が広域的な体制の下で、農家からの加入・交付申請の受付等に対応する必要。
- 制度の円滑な実施のためには、国の現場組織が、加入申請等の受付・交付金の支払い、新規需要米の横流れ防止、統計データの整備等の業務を一体的・統一的に執行することが必要。
- 戸別所得補償制度は、国際的にも注目される施策であり、WTOルールなど国際的な規律との関係を厳しく問われることが想定されるが、国が責任を持って国際約束との整合性を説明する必要。

# 戸別所得補償制度のねらい

- 戸別所得補償制度は、**食料自給率向上と農業再生のため、国が責任を持って企画・実行すべき制度**。22年度のモデル対策では、**国が全国一律の単価を設定するとともに、農協等を通さずに、国が直接交付**。
- モデル対策の実施状況を踏まえて、畑地帯の麦、大豆等を含めて、**戸別所得補償制度を本格実施するに当たっては、国が責任を持って、正確かつ迅速に執行するために、制度設計を行う国と、執行を担当する現場組織とは、同一の指揮系統に置かれる必要**。

## 米のモデル事業

- 交付対象者は、米の「生産数量目標」に即した生産を行った販売農家・集落営農
- 米価変動に対応し、国が「標準的な生産に要する費用」を補償



定額部分	10a当たり1万5千円(全国一律)
変動部分	当年産の販売価格が標準的な販売価格(過去3年平均)を下回った場合、その差額を基に変動部分の交付単価を算定

## 自給率向上事業

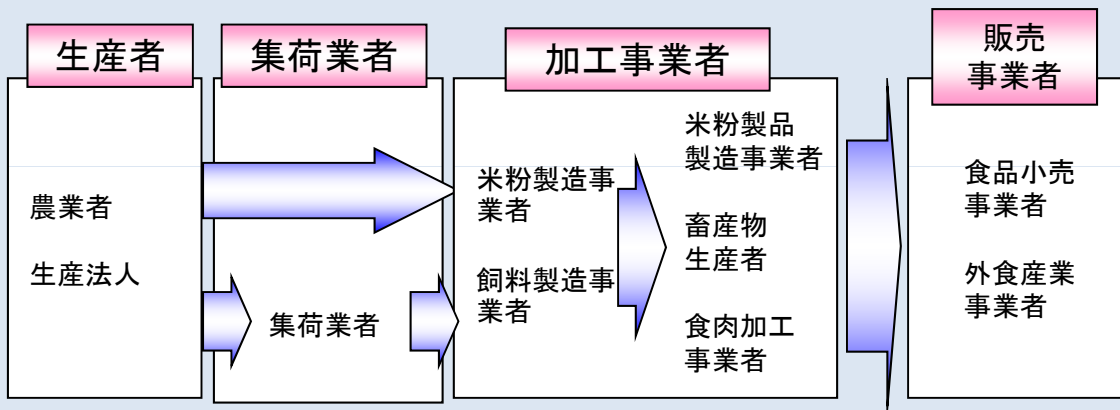
- 交付対象者は、水田において麦・大豆等の生産を行う販売農家・集落営農
- 自給率向上のカギとなる麦、大豆等の戦略作物について、水田での作付面積に応じ、主食用米並の所得が得られる水準を全国一律単価で交付
- 捨て作りを防止し、需要に応じた生産を促進するため、実需者との出荷契約等を確認

作物	単価(10a当たり)
麦、大豆、飼料作物	35,000円
新規需要米 (米粉用・飼料用・バイオ燃料用米、WCS用稲)	80,000円
そば、なたね、加工用米	20,000円

# 交付事務、新規需要米の横流れ防止、統計整備の一体的実施

- モデル対策では、**新規需要米**について、生産者と米粉・飼料の製造事業者等との間で、**安定的な取引関係の確立が交付要件**。全国的な動きが把握できる国が交付事務を担い、適切に要件審査する必要。
- 需給調整の対象外である**新規需要米**については、**主食用米への横流れを防止**することが不可欠。横流れは事故米の例を見ても県域を越えて生じることが多い。**食糧法や米トレーサビリティ法**に基づき、横流れが生じたときは、**適切に改善命令、立入検査等の法的措置を発動**するとともに、**迅速に交付金の返還**を求める必要があり、国が、**全国の新規需要米の生産情報を把握**する必要。
- 制度設計においては、**正確な生産費、収穫量等の統計データが不可欠**。国の現場組織が、交付事務と、統計調査を一体的に担うことにより、**地域の実情に応じた制度設計、効率的な統計整備が可能**。

## 新規需要米の流通ルート



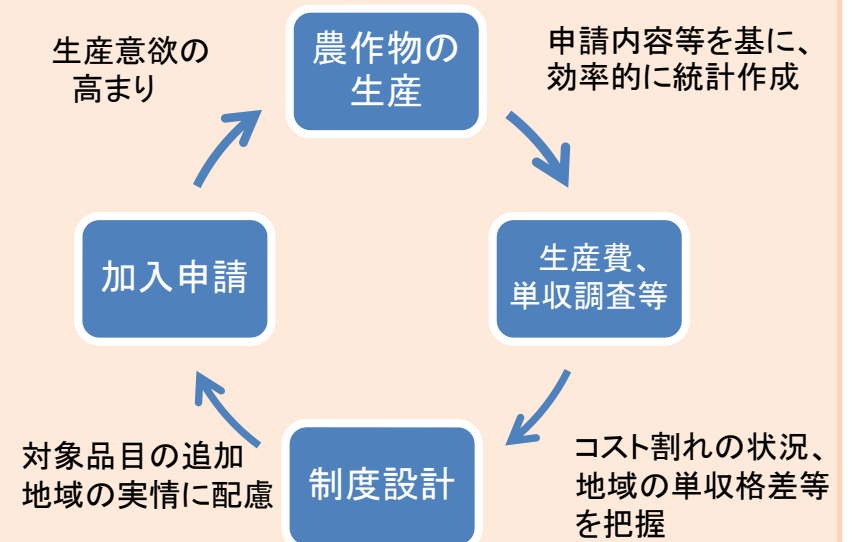
### 食糧法に基づく措置

用途限定米穀を保管する場合には、他の米穀との明確な区分管理、当該米穀を出荷販売する場合には、包装への用途表示・需要者への直接販売が必要

### 米トレサ法に基づく措置

米・種もみを出荷・販売、入荷・購入、移動、廃棄した場合には、記録(品名、産地、数量、年月日、取引先名、米穀の用途等)の3年間保存が必要

## 制度設計と統計調査の連携のイメージ

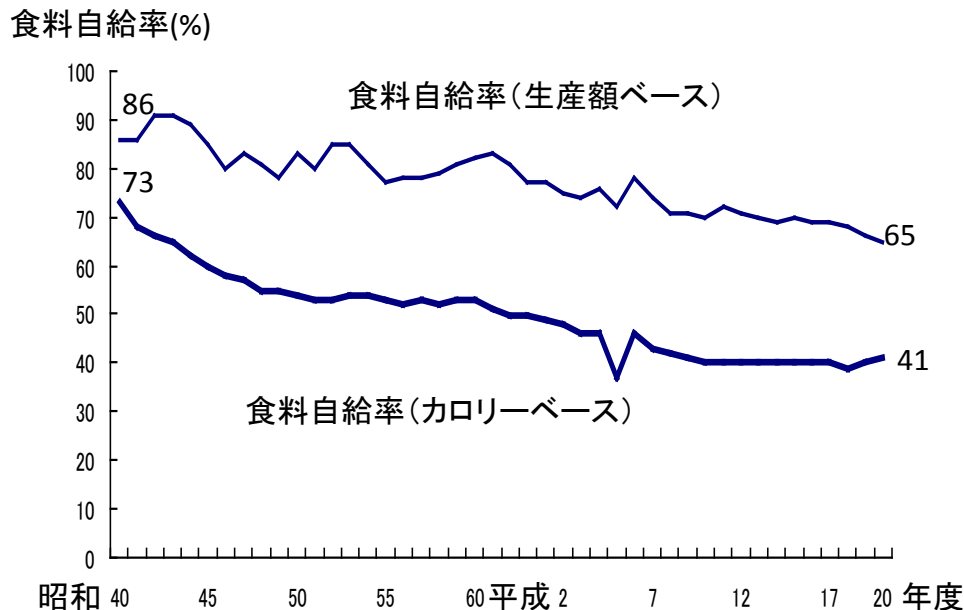


# 国際的な規律との整合性確保

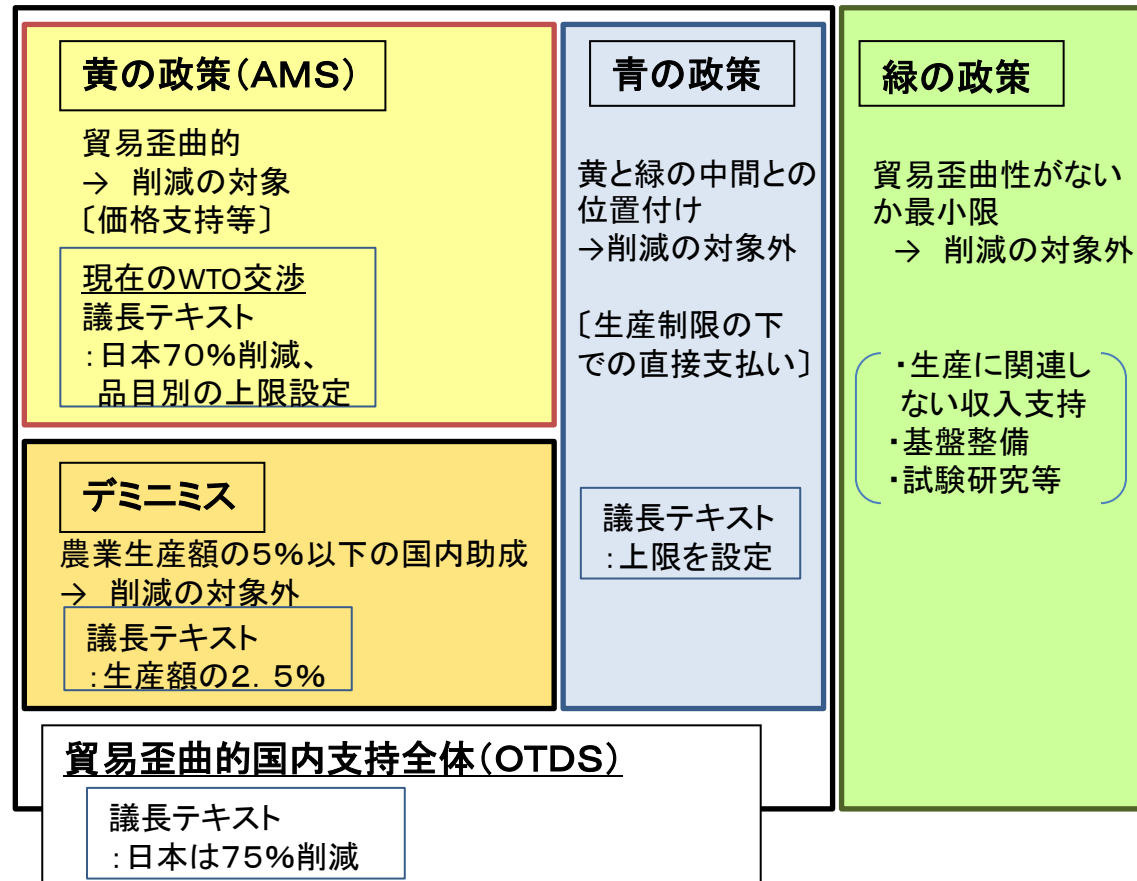
- 戸別所得補償制度は、**食料安全保障の確保**の観点からも、国が責任を持って取り組む必要。
- 農業への補助金等の支援には、**WTO農業協定において削減の義務**が課せられている。戸別所得補償制度は国際的にも注目される施策であり、今後、**国際的な規律との関係を厳しく問われることが想定されるが、国が責任を持って国際約束との整合性を説明していく必要。**

## 食料・農業・農村基本計画（平成22年3月閣議決定）

- ・国の最も基本的な責務として食料の安定供給を確保することを規定。
- ・食料・農業・農村政策を日本の国家戦略として位置付け。
- ・平成32年度の目標として食料自給率(カロリーベース)を50%まで引き上げることを明記。



## WTOにおける国内支持の規律

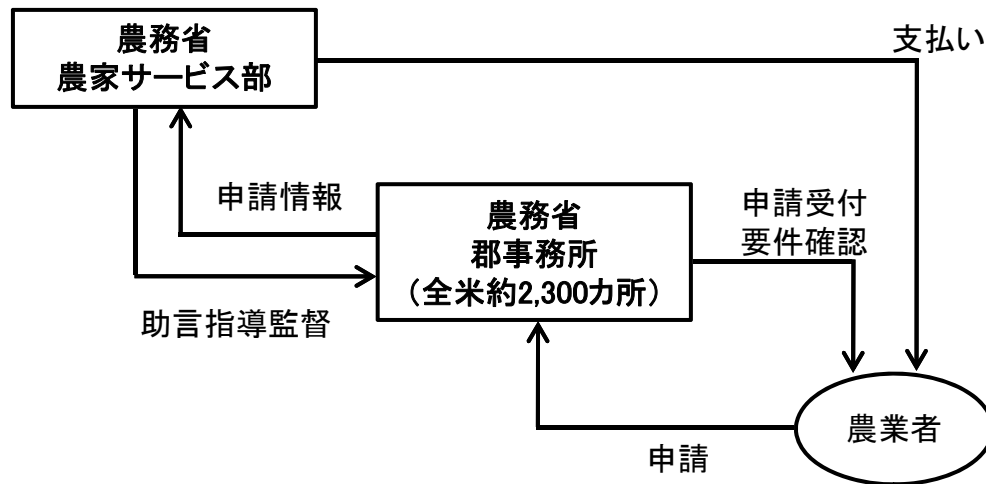


# 諸外国の状況

- 諸外国においても、**直接支払い制度**については、国が、直接責任を持って実施する観点から、地方政府や農業団体が関与することなく、国又は国の出先機関が実施。

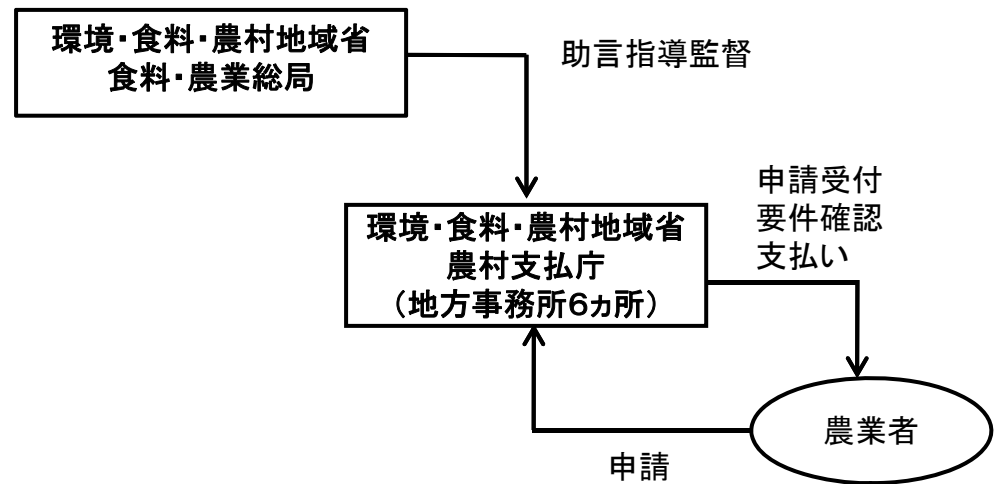
## アメリカの例

- 農務省の郡事務所が農業者からの申請を受け審査。
- 審査結果に基づき、農務省が農業者に対し支払い。



## イギリスの例

- 環境・食料・農村地域省が助言指導監督。
- 農村支払庁が、申請の受付、審査、要件確認、振込までの事務を実施。



# 食料・農業・農村基本計画 ①

## まえがき

(中略)

我が国は、これまでの農政の反省に立ち、**今こそ食料・農業・農村政策を日本の国家戦略の一つとして位置付け、大幅な政策の転換を図らなければならない**。我が国の農業・農村には、こうした情勢の変化に対応し、大きな役割を果たすことができる十分な潜在力がある。国内の農地を最大限に活用し、そこで生産された安全で質の高い農産物や、それらを原料とした加工品等として大きな付加価値を付けて販売することができれば、食料自給率の向上だけでなく、世界的な食料事情の安定化と国際的な市場の拡大につながる。

(中略)

## 第1 食料、農業及び農村に関する施策についての基本的な方針

### 1. 食料、農業及び農村をめぐる状況を踏まえた政策的な対応方向

#### (1) 再生産可能な経営を確保する政策への転換

#### 【現状】

**農業は、その持てる力を最大限に発揮することにより、食料自給率の向上に寄与し、食料の安定供給に貢献するという役割を担っている**。また、農業は、空気・水・土壌の保全、国土や自然環境の保全、災害の防止といった多面的機能を有している。このような農業の役割や機能は、国民に対して特別の対価を求めることなく、いわば無償で提供されているものである。

(中略)

#### 【対応方向】

農業が、食料の安定供給や多面的機能の発揮という役割を持続的に果たしていくことは、国民全体の利益に適うものである。この観点から、**農業生産のコスト割れを防ぎ、兼業農家や小規模経営を含む意欲あるすべての農業者が将来にわたって農業を継続し、経営発展に取り組むことができる環境を整備することにより、再生産可能な農業経営の基盤を作ることとする**。

# 食料・農業・農村基本計画 ②

## 2. 農業の持続的発展に関する施策

### (1) 戸別所得補償制度の創設と生産・経営関係施策の再整理

(中略)

#### ① 戸別所得補償のモデル対策と米の需給調整

##### ア 水田におけるモデル対策の実施

平成22年度から、我が国の農地面積の過半を占め、農業の中心的な役割を果たしてきた水田農業を対象として、米を生産数量目標に即して生産した販売農家・集落営農に対して、標準的な生産に要する費用と標準的な販売価格の差額分を交付する。

併せて、米の生産数量目標の達成にかかわらず、食料自給率の向上等を図るために、麦、大豆、米粉用米・飼料用米等の戦略作物の生産に対して、主食用米並みの所得を確保し得る額を交付する。

これらの助成については、農業関係団体を経由した間接的な手法によるのではなく、施策対象者である農業者に対して直接交付する手法で実施する。

イ (略)

#### ② 戸別所得補償制度の本格実施

戸別所得補償制度の本格実施に当たっては、平成22年度のモデル対策の実施状況を踏まえて、まずは恒常的に販売価格が生産費を下回っている米、麦、大豆等の土地利用型作物を対象に制度設計を行うこととするが、具体的な対象品目については、生産費等のデータの充実を図りつつ、更に検討を進める。また、規模、品質、環境保全の取組等に応じた加算について、他の生産・経営関係施策や地域資源・環境の保全のための施策等との関係を整理しつつ、制度上の位置付けを検討する。

(中略)

なお、制度の円滑な実施に必要なデータを把握するため、所要の統計を整備する。

# 農林水産業に関する統計調査の実施

○食料自給率の向上や食料の安定供給に不可欠な情報インフラとして、戸別所得補償制度の本格実施に向けたデータの収集・提供の業務をはじめとして、国が、全国に拠点を有する体制の下で、正確性・中立性・専門性を備えた業務を、責任を持って実施する必要。

- 国家戦略としての戸別所得補償制度において、国の職員が実査を行う生産費や単収等は、国の財政支出の直接的な算定根拠となっており、国が、全国統一基準の下、正確性・中立性をもって調査すべき。
- 戸別所得補償制度の交付金に係る業務と本制度に必要な統計データの整備に係る業務を一体不可分のものとして実施する必要。
- これまでの改革に伴う職員の半減に対応するため、農林統計は既に市場化テスト(民間委託)を含むアウトソーシングを可能な限り推進。
- 農業情報インフラの基本数値としての生産費や単収等は、農業簿記等の農業経営や病虫害の影響等の農業生産に関する専門知識を有し、農林統計の訓練を長年受けた職員でなければ調査できない。

# 農林水産統計に関するマニフェスト等における記述

## 民主党マニフェスト

### 4 地域主権

#### 31. 戸別所得補償制度で農山漁村を再生する

##### 【具体策】

- 農畜産物の販売価格と生産費の差額を基本とする「戸別所得補償制度」を販売農家に実施する。

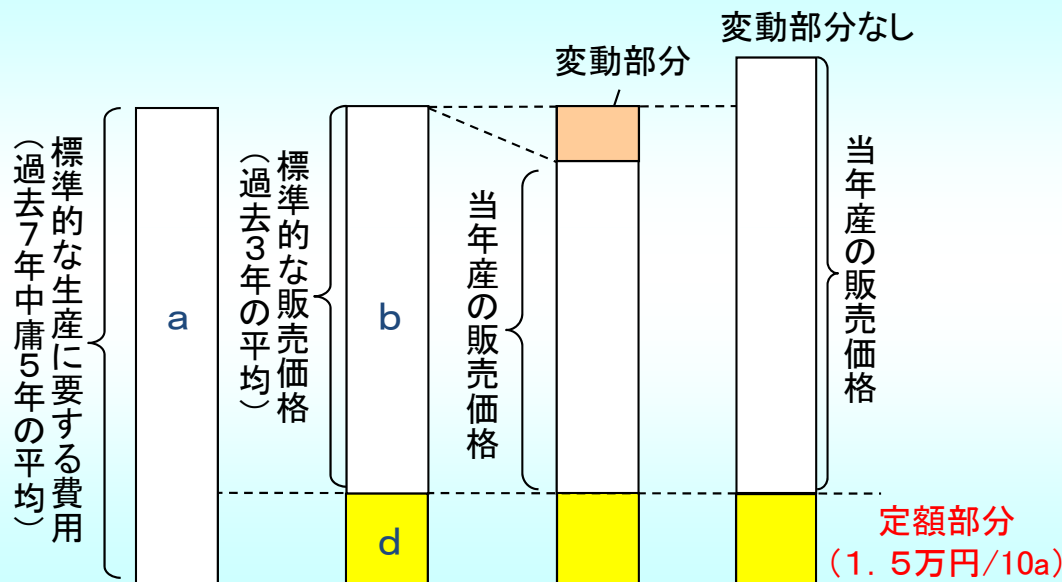
## 民主党政策集INDEX2009

### 農林水産

#### 農業者戸別所得補償制度の導入

米、麦、大豆等販売価格が生産費を下回る農産物を対象に農業者戸別所得補償制度を導入します。この制度は、食料自給率目標を前提に策定された「生産数量目標」に即した生産を行った販売農業者（集落営農を含む）に対して、生産に要する費用（全国平均）と販売価格（全国平均）との差額を基本とする交付金を交付するものです。交付金の交付に当たっては、品質、流通（直売所等での販売）・加工（米粉等の形態での販売）への取り組み、経営規模の拡大、生物多様性など環境保全に資する度合い、主食用の米に代わる農産物（米粉用、飼料用等の米を含む）の生産の要素を加味して算定します。これにより、食料の国内生産の確保および農業者の経営安定を図り、食料自給率を向上させ、農業の多面的機能を確保します。

### 【米戸別所得補償モデル事業】



a 生産コスト	13,703円/60kg <sup>※1</sup>
b 販売価格	11,978円/60kg
c 差引(a - b)	1,725円/60kg
d 交付単価(c × (530kg/10a) <sup>※2</sup> ÷ 60kg)	1.5万円/10a

対象農業者は「米の生産数量目標」に即した生産を行う必要があり、この目標（面積換算）の調整に当たり、職員による直接フィールド調査の必要な地域単収<sup>※3</sup>を利用

※1 米生産費統計

※2 平成20年産水稻の平年収量(全国)

※3 作物統計

## 食料・農業・農村基本計画

### 第3 食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策

#### 2. 農業の持続的発展に関する施策

##### (1) 戸別所得補償制度の創設と生産・経営関係施策の再整理

##### ② 戸別所得補償制度の本格実施

戸別所得補償制度の本格実施に当たっては、平成22年度のモデル対策の実施状況を踏まえて、まずは恒常的に販売価格が生産費を下回っている米、麦、大豆等の土地利用型作物を対象に制度設計を行うこととするが、具体的な対象品目については、生産費等のデータの充実を図りつつ、更に検討を進める。（中略）

なお、制度の円滑な実施に必要なデータを把握するため、所要の統計を整備する。

〔※平成22年度からなたね、そば等の生産費、単収に係る統計データを整備  
さらに、これに加えて畜産物などが検討対象〕

### 第4 食料、農業及び農村に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

#### (2) 国民視点に立った政策決定プロセスの実現

##### ② 科学的・客観的な分析

施策の立案から決定に至るまでの検討過程において、できる限り客観的なデータに基づいた計量経済分析等の数学的・経済学的手法を幅広く導入したり、国民に分かりやすい指標を開発するなど、施策を科学的・客観的に分析し、その必要性や有効性を明らかにする。

また、こうした施策の決定や推進に必要となる統計調査については、新たな施策ニーズを踏まえた確に実施する。

# 農林漁業者等による農林漁業の六次産業化の促進に関する法律案の概要

平成22年3月12日閣議決定

## 法律案の趣旨

本法案は、農山漁村における六次産業化を総合的に推進するための第一歩として、農林漁業者等による農林漁業及び関連事業の総合化を促進するための措置を講ずることにより、農林漁業経営の改善を図り、農林漁業の持続的発展と農山漁村の活性化への寄与を目的とするもの

農山漁村における六次産業化の推進の基本理念・意義を明確にした**基本方針**を関係省庁と協議の上、**農林水産大臣が策定**

国は認定した計画について、金融上の支援措置等を講じる

### (1) 総合化事業計画(農林水産大臣が認定)

- ・農林漁業者等が、農林水産物及び副産物(バイオマス等)の生産及びその加工又は販売を一体的に行う事業活動に関する計画
- ・農林漁業者等の取組に協力する民間事業者(促進事業者)も支援対象
- ・計画の対象は、農林水産物・副産物に加え、農山漁村に存在する土地、水その他の資源

#### 認定計画に対する支援措置(法律の特例)

- ・農林漁業者向けの無利子融資資金の貸付対象者を拡大(促進事業者)、及び償還期間・据置期間を延長(償還期間:10年→12年、据置期間:3年→5年)(**農業改良資金通法等の特例**)
- ・直売施設等を建築する際の農地転用等の手続を簡素化(**農地法、酪肉振興法、都市計画法の特例**) 等

### (2) 研究開発・成果利用事業計画(農林水産大臣及び事業所管大臣が認定)

- ・民間事業者等が、上記の事業活動に資する研究開発及びその成果の利用を行う事業活動に関する計画
- ・計画の対象は、農林水産物・副産物に加え、農山漁村に存在する土地、水その他の資源

#### 認定計画に対する支援措置(法律の特例)

- ・新品種の品種登録に要する出願料等を1/4に減免(**種苗法の特例**)
- ・研究開発・成果利用に必要な施設を建築する際の農地転用の手続を簡素化(**農地法の特例**) 等

## その他

- ・関係省庁相互間の連携を図り、本法案に基づく措置とその他の農山漁村の活性化に資する措置を総合的かつ効果的に推進

## JAS法に基づく立入検査等

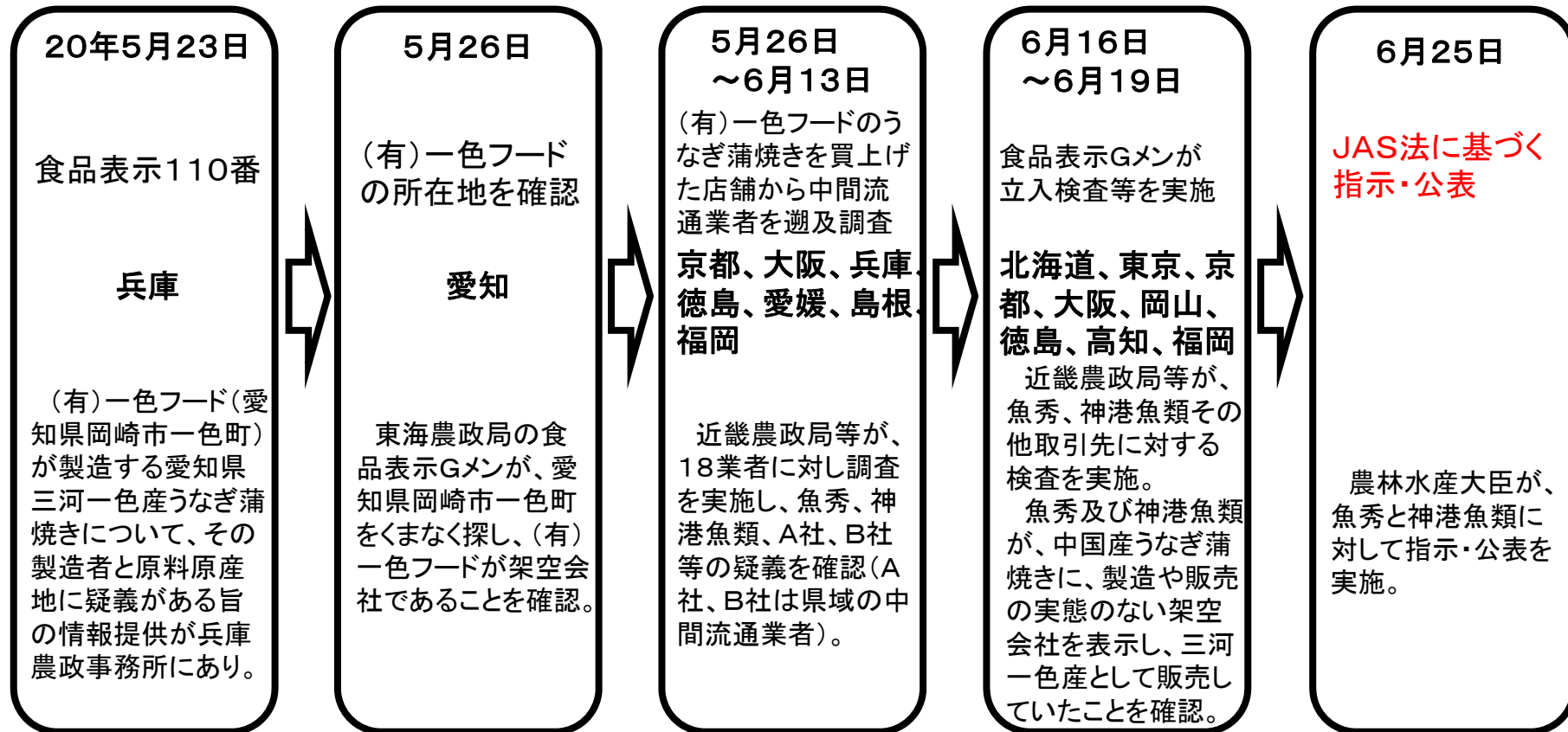
食品の流通が広域化・複雑化していることから、消費者の信頼確保のためには、国が広域的な体制で統一的に実施する必要。

- 食品表示偽装事案には、
  - ①複数の県をまたぐ広域業者や複数県の県域業者が関係していること、
  - ②食品は、製造後早く消費されるという特徴があるので、違反の証拠を得るためには緊急かつ迅速に対応する必要があることからそれぞれの都道府県が相互に連絡を取り合うよりも、国が統一的な指揮命令の下で一斉に調査を行う方が効率的。
- 仮に、本事務を本省だけで行った場合には、毎年度多数発生している食品表示偽装の疑義事案それぞれにおいて、多くの職員が、多数の都道府県へ東京から出張し、現場に駐在して調査する必要が生じるため、緊急かつ迅速な対応ができなくなる。

## 農林物資の品質表示の適正化(うなぎ蒲焼きの産地偽装の例)

- 食品の流通経路は、複数の県をまたぐ広域業者や複数県の県域業者が関係するなど広域的で複雑。偽装事案の全体像は、商品の販売ルートを遡りながら、関係地域、関係業者等の特定が進んでいって初めて解明可能なもの。このための機動的かつ臨機応変な調査を行うには、国が統一的な指揮命令の下で一斉に行うことが必要(事案ごとに関係地域等も異なる)。
- 一色産うなぎ蒲焼きの産地偽装は、多県の複数の中間流通業者が介在し、架空会社の特定が困難である中、地方農政局が中心となり、短期間(平成20年5月26日～平成20年6月19日)に、11都道府県の19業者に対し一斉調査(延べ40回)を実施。

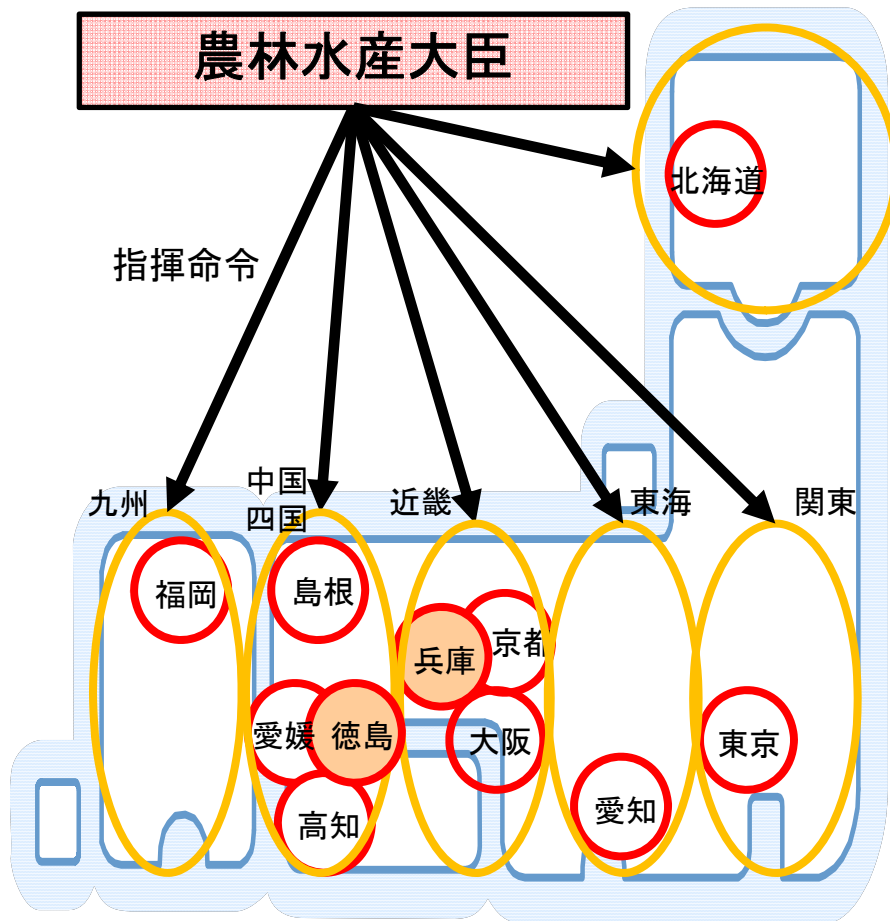
〔事案の概要:株式会社魚秀(本社:大阪市)及び神港魚類株式会社(本社:神戸市)が、中国産うなぎ蒲焼きに、製造や販売の実態のない架空会社((有)一色フード)を表示し、愛知県三河一色産として販売。〕



# 農林水産大臣による統一的な指揮命令 と 都道府県知事同士の連携 の比較

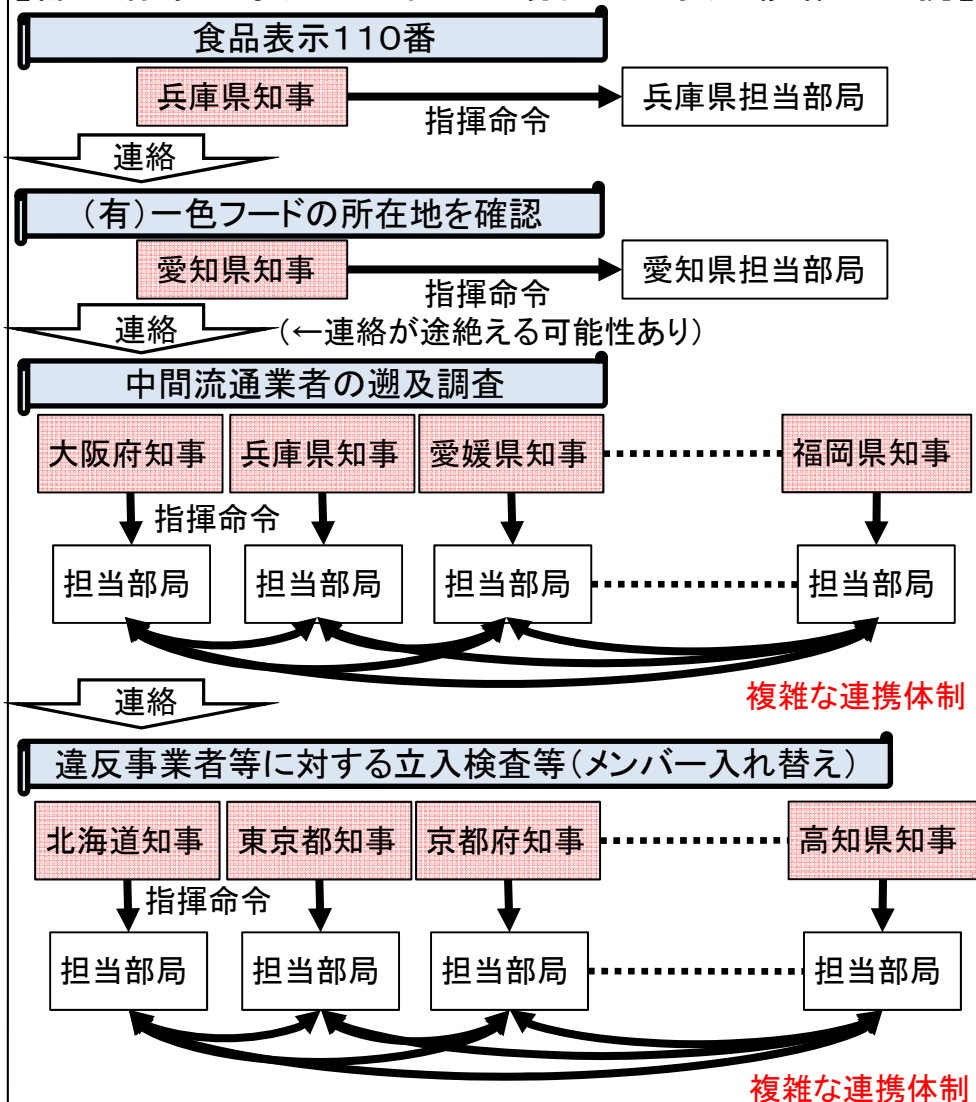
- 農林水産大臣は、地方農政局に対して統一的な指揮命令を行うことによって不適正表示事案を迅速に解明。
- 都道府県知事同士の連携で、消費の段階から流通・製造の段階へ遡って事案の解明に当たろうとすると、調査の各段階で複雑な連携体制を組む必要。

## 【農林水産大臣の統一的な指揮命令】



地方農政局職員が、  
全国一斉に迅速な調査を実施

## 【都道府県知事同士で行った場合に必要な複雑な連携】



# 食料・農業・農村基本計画 JAS法に基づく立入検査等の関係部分抜粋

## 食料・農業・農村基本計画 (平成22年3月30日閣議決定) 抜粋

### 第3 食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策

#### 1. 食料の安定供給の確保に関する施策

国民の食生活を支える農林水産物や食品の生産から消費に至るフードチェーン全体において、様々な問題が生じてきている中、安全な食料を安定供給し、国民が安心を実感できる食生活の実現に向けた政策を確立する必要がある。

##### (1) 食の安全と消費者の信頼の確保

##### ② フードチェーンにおける取組の拡大

##### エ 流通段階における取組

食品に係るトレーサビリティについては、「米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律」に基づき、米穀等の取引等の記録の作成・保存の義務化を内容とするトレーサビリティ制度の導入を円滑に進める。さらに、国民の健康保護、適正な流通や表示を目指す観点から、米穀等以外の飲食料品についても、米穀等に係る制度の実施状況を踏まえ、入出荷記録の作成・保存の義務付け等について検討し、その結果に基づいて制度的な対応措置を講じる。また、対応の遅れている農林漁業者や中小食品産業事業者における取組の拡大を図る。

##### ③ 食品に対する消費者の信頼の確保

米穀等以外の飲食料品についてのトレーサビリティ制度の検討等に加え、消費者にとって分かりやすい食品表示のあり方について検討を進めるとともに、加工食品における原料原産地表示の義務付けを着実に拡大する。

# 口蹄疫の発生に係る宮崎県への人的支援の状況において

平成22年5月19日現在

(1) 現地対策本部 (21名) のべ 63名

(山田副大臣 ほか)

(2) 農林水産省 (計218名) のべ1,969名

本省	計5名	88名
宮崎県対策本部	2名	57名
発生農場	3名	31名

農政局	計195名	1,496名
宮崎県対策本部	1名	19名
発生農場	119名	766名
消毒ポイント	72名	665名
家保・町役場	3名	46名

動物検疫所・ 動物医薬品検査所	計18名	385名
宮崎県対策本部	1名	46名
発生農場	17名	339名

合計 428名 のべ4,126名

〔うち獣医 120名 1,895名〕

※ 数値には現地入りした人数を含む。

(3) 動物衛生研究所 (計5名) のべ 82名

宮崎県対策本部	0名	10名
発生農場	5名	72名

(4) 家畜改良センター (計73名) のべ682名

発生現場	73名	664名
消毒ポイント	0名	18名

(5) FAMIC (計3名) のべ 21名

発生現場	3名	21名
------	----	-----

(6) 都道府県 (計87名) のべ1,096名

(38都道府県)

発生現場	87名	1,096名
------	-----	--------

(7) 畜産関係団体 (計21名) のべ213名

発生現場	21名	213名
------	-----	------

# 優良農地を確保するための事務①

## (農用地面積の目標の達成に向けた取組)

○食料自給率の向上、食料の安定供給に不可欠な優良農地を確保するため、計画的な土地利用の推進と転用規制の厳格化を図る観点から、国が責任を持って実施する必要。

農地は、国民への食料の安定供給にとって不可欠な資源であることから、優良農地の確保を全国規模で行うことは国の責務。このため、農振法に基づき、国が全国規模で確保すべき農用地等の目標面積を定め、各都道府県が確保すべき農用地等の目標面積を設定し、市町村が農用地区域を設定するという仕組みを通じて、優良農地の確保を図っているところ(国及び都道府県における農用地等の目標面積を設定することは、今年の農振法改正により規定されたもの)。

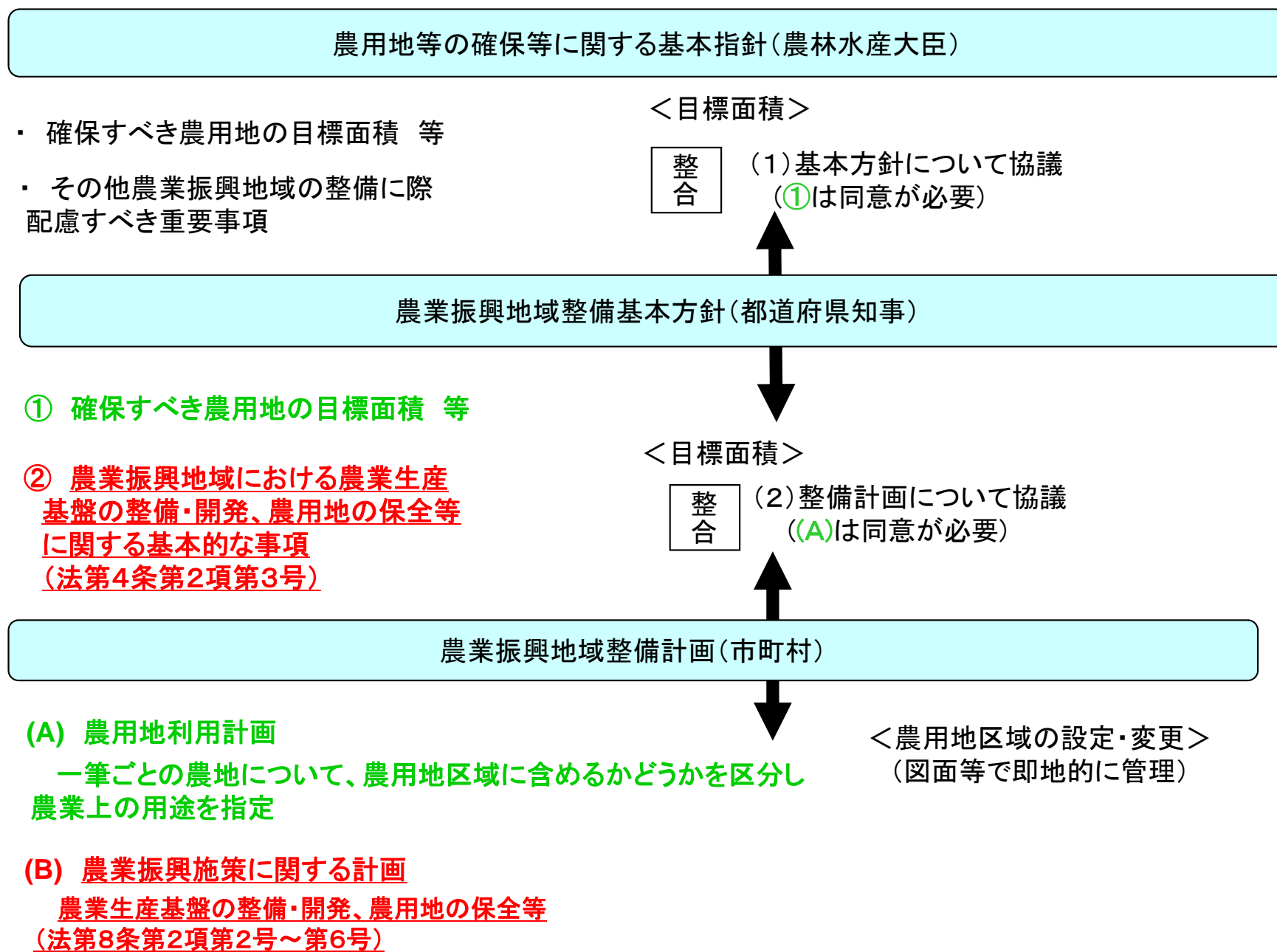
農振法の運用においては、各ブロックごとに配置された地方農政局が、常日ごろから、地域の農業や土地利用に関する情勢を把握しつつ、

- ① 都道府県における農用地の目標面積の達成状況の現地確認
  - ② 市町村が定める農振整備計画の農用地区域の変更に係る実態調査
- 等を行い、その結果も踏まえて国と都道府県との間の調整を的確に行うこととしている。

なお、農振法に基づく都道府県から国への協議については、地方分権改革推進計画(平成21年12月15日閣議決定)において、地域主権の推進に資するべく農振法第4条第2項第3号(農業生産基盤の整備・開発等に関する事項)に係る協議は廃止するものの、国が確保すべき農用地面積の目標と都道府県が確保すべき農用地面積の目標が整合性を持って定められるよう、同項第1号及び第2号に係る同意を要する協議については存置することが、政府として決定されたところ。

また、都道府県による農業振興地域整備基本方針の策定・変更や市町村による農業振興地域整備計画の策定・変更は自治事務であり、国の関与は同意協議や是正の要求等必要最小限に限定。

# 確保すべき農用地の目標面積の達成を図るための仕組み



## 第3 食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策

### 2. 農業の持続的発展に関する施策

#### (4) 優良農地の確保と有効利用の促進

農地制度については、平成21年に農地法等を改正し、農地について権利を有する者の責務として「農地の適正かつ効率的な利用を確保しなければならない」旨の明確化、転用規制の厳格化等を措置したところであり、この制度を適切に運用することにより、食料自給率向上の基礎となる農地の確保や有効利用を着実に推進する。また、農業生産を目的とする土地利用とそれ以外の土地利用とを一体的かつ総合的に行うことができる計画を、地域住民の意見を踏まえつつ策定する制度の検討を進める。

#### ① 計画的な土地利用の推進と転用規制の厳格化

新たな農地制度に基づく農地の転用規制の厳格化及び農業振興地域制度の拡充と、これらの適切な運用を通じ、優良農地の確保を実効あるものとする。

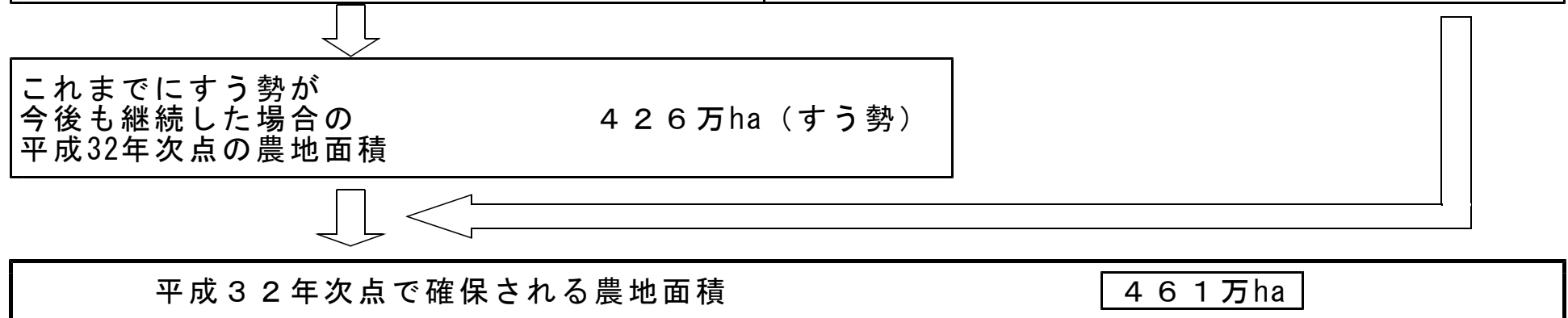
#### ②～④ (略)

## 農地の見通しと確保

- 平成32年における農地面積の見込み
- これまでのすう勢を踏まえ、優良農地の転用抑制や耕作放棄地の発生抑制・再生等の効果を織り込んで、農地面積の見込みを推計

平成21年現在の農地面積 461万ha

すう勢	平成32年までの農地の増減	施策効果	平成32年までの農地の増減
農地の転用	△14万ha	優良農地の転用の抑制等	+5万ha
耕作放棄地の発生	△21万ha	耕作放棄地の発生抑制	+18万ha
		荒廃した耕作放棄地の再生	+12万ha



## 優良農地を確保するための事務② (農地転用に関する事務)

○食料自給率の向上、食料の安定供給に不可欠な優良農地を確保するため、計画的な土地利用の推進と転用規制の厳格化を図る観点から、国が責任を持って実施する必要。

2ha超4ha未満の農地転用に係る都道府県から国への協議及び4haを超える大規模な農地の転用許可については、**国民への食料の安定供給にとって不可欠な資源である農地がまとまって失われることとなることに加え、周辺農地のスプロール的かい廃を招くなど、周辺の土地利用への影響が大きいことから、国が責任を持って転用許可等の事務を実施する必要。**

なお、昨年12月15日に農地転用規制の厳格化等を内容とした農地法等の一部を改正する法律が施行されたばかりであり、同法の附則第19条第4項において「政府は、**この法律の施行後5年を目途として、新農地法及び新農振法の施行の状況等を勘案し、国と地方公共団体との適切な役割分担の下に農地の確保を図る観点から、新農地法第4条第1項及び第5条第1項の許可に関する事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする**」とされたところ。

改正法の施行後、新たな農地転用制度の理解の促進や、その適切な運用を期して、本年度から、地方農政局においては、農地転用関係事務について、従来の業務に加え、

- ① 農地転用規制の厳格化に伴う都道府県、農業委員会と住民との紛争等の解決に向けた相談体制を強化する
- ② 都道府県知事が行う農地転用許可事務について実態を適切に調査・分析し、問題点がある場合には必要な措置の内容を検討し、その内容を示して是正の要求を行う等の業務を行っていくこととしているところ。

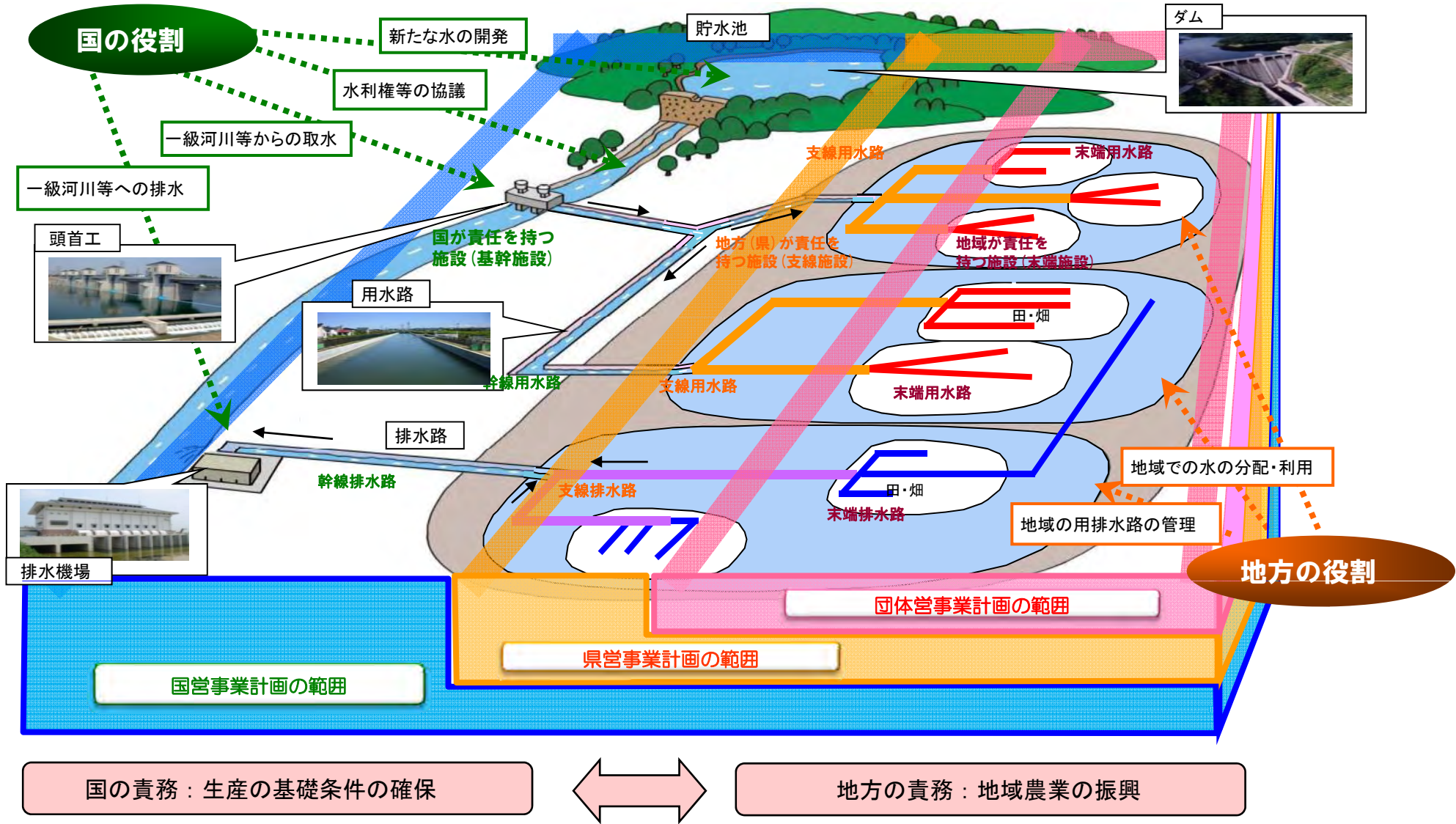
# 農業基盤整備の実施

○安定的な食料供給力を確保するため、大規模な優良農業地域における基幹施設の整備更新は、国が責任を持って実施する必要。

- 農地・農業用水が偏在する生産県(地方圏)が消費県(都市圏)への食料供給を担っている構造を踏まえ、**国の責務として、国内需要に適切に対応できるよう安定的な食料供給力を確保する必要。**
- 直轄事業は、国内食料生産の中核を担う、水系単位等の**広域的な優良農業地域の形成**のため、意欲ある多様な農業者の営農を支援する政策と一体的に行われており、**国が財産権及び水利権を有する大規模な基幹施設等に限定し、整備更新を実施。**
- なお、直轄事業の**事業量は県単位で大きく変動**。これに対して、国が、施設の緊急性等に配慮した**予算の重点配分と必要最小限の専門技術者の機動的な人員配置により対応することが効率的。**
- また、直轄事業により基幹施設の整備を行う大規模優良農業地域において、補助事業による基幹部分以外の整備を**一体的に計画**。国は、計画に則した補助事業の実施が確保されるよう、必要な予算を補助することで**事業効果を着実に発揮。**

# 直轄事業における国の役割

- 優良農業地域を支える農業用水は、ダム、頭首工から用水路、ほ場、排水施設に至るまでの一連の水利システムを形成
- 国は、地区全体の用排水計画を作成し、営農・施設計画を含めたマスタープランを作成した上で、基幹施設を整備更新



# 農林水産統計の改革

- 農林統計は、国家戦略としての戸別所得補償制度を支える統計調査を中核として再編を実施中。
- これまでの改革に伴う国の農林統計職員の半減（H17：4,132人→H22：2,228人）等に対応するため、国の職員が実査を行う調査は、戸別所得補償制度の実施に不可欠な農業経営統計調査（生産費等）及び作物統計調査（単収等）の2調査に重点化。市場化テストを含むアウトソーシングを可能な限り推進。

## 戸別所得補償制度を基軸とした農林水産統計の再編

従来(平成17年度)

従来の業務(35調査)

職員調査 19調査

- 農業経営統計調査(生産費等)
- 作物統計調査(単収等)

- 特定作物統計調査
- 畜産物流通調査
- 海面漁業生産統計調査
- 食品流通段階別価格形成調査 等

- 繭生産統計調査
- 食品産業動向調査
- 花き卸売市場調査 等

調査員調査 8調査

郵送・オンライン調査 8調査

業務の大幅な見直し

今後(平成22年度～)

今後の業務(30調査)

戸別所得補償制度関係調査  
への集中化・重点化

職員調査は農業経営統計調査及び  
作物統計調査に重点化

※ なたね、そば等の調査を拡充

調査員調査 9調査

郵送・オンライン調査 16調査

市場化テスト(民間委託) 5調査

◎職員による実査を限定し、戸別所得補償  
制度の実施に不可欠な調査へ重点化

◎調査自体を廃止  
(11調査)

◎市場化テストの導入を含め、徹底的  
な業務のアウトソーシングを推進

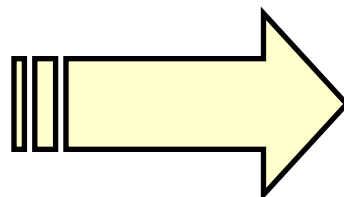
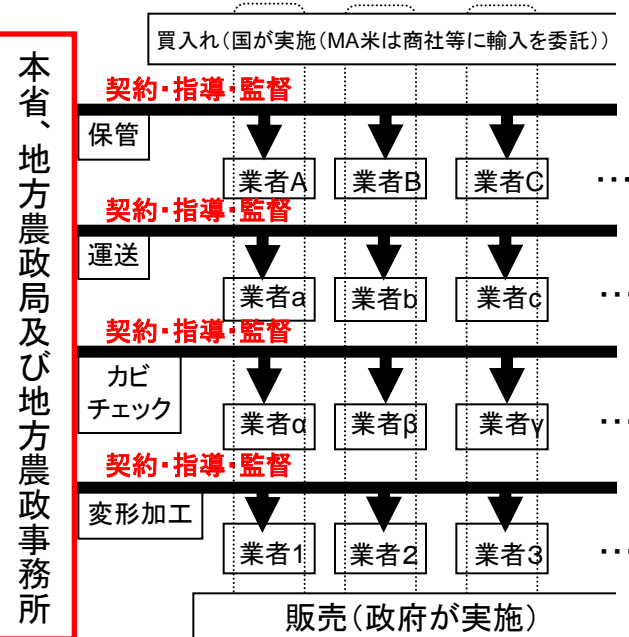
内閣府統計委員会(21年9月産業統計部会長メモ)

農林水産統計調査は、他の統計調査に比べ、高い専門性が要求される調査でもあり、アウトソーシングも容易ではない。農林水産統計の品質と精度維持を確保するため、これ以上の調査内容の削減や人員等の統計資源の縮小に歯止めがかけられるべき。

# 米穀の買入れ・売渡しの業務に関する見直しの方向 (市場化テストの枠組を利用した米の販売等業務の包括的な民間委託化)

- **米穀の買入れ及び売渡しの業務（備蓄運営等）は、米の生産量の減少に伴う供給不足という非常時において機動的な対応ができるよう、平時から、国が責任を持って直接実施すべきもの（全国知事会PTの中間報告でも「国に残す業務」と整理）。**
- **平成22年10月からは、多数の業者と個々に契約し地方農政事務所を中心とした出先機関の職員が逐一指導・監督する体制を改め、委託業務を大括り化・包括化し、備蓄運営等に関する組織・職員的大幅なスリム化を予定（出先機関において、備蓄運営等に従事する職員を約700人削減）。**
- **更に、平成23年度からは市場化テストを導入し、業務の質の維持向上や経費の削減を図りつつ、円滑かつ適正な備蓄運営等の実施を推進。**

## これまでの業務実施体制



## 見直しのポイント

包括的な民間委託化による  
業務実施体制のスリム化  
(平成22年10月)

市場化テストの導入による  
委託の適正化  
(平成23年度中)

## 平成22年10月以降の業務実施体制

